

産業建設常任委員会

平成29年6月14日（水）

産 業 建 設 常 任 委 員 会

定例会名 平成29年第2回定例会
招集日時 平成29年6月14日(水) 午前10時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 7名
委 員 長 市 川 圭 一
副 委 員 長 利根川 英 雄
委 員 黒 木 のぶ子
" 秋 山 泉
" 池 辺 己実夫
" 長 田 麻 美
" 甲 斐 徳之助

欠席委員 なし

出席説明員
市 長 根 本 洋 治
副 市 長 滝 本 昌 司
環境経済部長 山 岡 康 秀
建設部長 八 島 敏
環境経済部次長 梶 由紀夫
環境政策課長 中 野 祐 則
廃棄物対策課長 栗 山 裕 一
農業政策課長 神 戸 千 夏
商工観光課長 大 里 明 子
建設部次長 岡 野 稔
建設部次長 藤 田 聡
建設部次長 長谷川 啓 一
都市計画課長 山 岡 孝
空家対策課長 柴 田 賢 治
建築住宅課長 榎 本 友 好
道路整備課長 藤 木 光 二
下水道課長 野 島 正 弘
農業委員会事務局長 結 速 武 史

議会議務局出席者

書	記	倉	持	真	治
書	記	飯	田	晴	男

平成29年第2回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 産業建設常任委員会

議案第 36号 平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

請願第 2号 牛久駅及びひたち野うしく駅前周辺における受動喫煙対策を求める決議案
提出の請願

午前10時00分開会

○市川委員長 おはようございます。ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

それでは、今期新しく産業建設常任委員会の委員がかわりましたので、紹介をさせていただきたいと思います。

まず私、今期委員長になりました市川でございます。そして副委員長が利根川委員です。次に、私から産業建設常任委員会委員を紹介いたします。黒木委員、秋山委員、池辺委員、長田委員、そして甲斐委員、このメンバーで産業建設常任委員会をしていきたいと思っておりますので、ぜひとも執行部の皆様、よろしくお願いを申し上げます。

先般、委員からも指摘がございましたが、議会軽視につながるんじゃないかというようなことでグリーンファームの件でもございました。やはり議会もそうでございますが、ひいては最終的な責任者であります市長の顔にも泥を塗るというわけではないですが、そういうことにもつながりますので、執行部の皆様も緊張感を持って臨んでいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

本日、説明員として出席した者は、根本市長、副市長、環境経済部長、建設部長、環境経済部次長、環境政策課長、廃棄物対策課長、農業政策課長、商工観光課長、建設部次長として岡野次長、藤田次長、長谷川次長、都市計画課長、空家対策課長、建築住宅課長、道路整備課長、下水道課長、農業委員会事務局長、以上でございます。

そして、書記として倉持君、飯田君が出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 36号 平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

請願第 2号 牛久駅及びひたち野うしく駅前周辺における受動喫煙対策を求める決議案
提出の請願

以上2件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第36号、平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。議案第36号について提案者の説明を求めます。下水道課長。

○野島下水道課長 下水道課、野島でございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、議案第36号、平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

まず、議案書の6ページ、7ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款3国庫支出金項1国庫補助金目1下水道事業費国庫補助金、こちらの社会資本整備総合交付金（旧浸水対策補助）といたしまして、2,500万円の増額でございます。内容といたしましては、社会資本整備総合交付金（旧浸水対策補助）、こちらの補助金におきまして追加交付とい

う形の内示を受けまして増額補正をし、平成30年度に予定をしておりました工事、事業を前倒しして実施するというごさいます。歳出でも御説明いたしますが、こちらの補助金は雨水整備事業として実施するものでございます。

続きまして、その下の欄、款8市債項1市債目1下水道建設債公共下水道（雨水）事業債といたしまして2,500万円の増額でございます。こちらは先ほど御説明いたしました国の補助金の増額を受けまして実施する事業費、こちらの市負担分といたしまして同額2,500万円を増額するものとなります。

続きまして、歳出でございます。同じ6ページ、7ページの下の欄になります。

款1下水道事業費項2下水道建設費目2公共下水道（雨水）建設事業費0103「みどり野東みどり野地区の雨水管渠を布設する」、こちらでございまして、先ほど歳入で御説明いたしましたとおり、国庫補助金の追加交付の内示を受けまして実施するものです。南1丁目地内における雨水管整備工事を5,000万円増額補正いたしまして、平成30年度に実施を予定していた雨水管整備、こちらを前倒しする形で、今年度、平成29年度の整備延長を延ばすというものでございまして。以上でございまして。

○市川委員長 これより議案第36号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。黒木委員。

○黒木委員 今の説明ですと、南1丁目、みどり野、この管渠布設ということなんですが、ひとところあそこの1丁目の公園のところですか、下水が漏れちゃってということで、周辺のところにも汚水が氾濫した、あの一帯のまだ未整備の部分があるということでの今回の歳出になるんですか。ちょっとその辺を説明いただきたいと思ひます。

○市川委員長 下水道課長。

○野島下水道課長 お答えいたします。

今委員おっしゃられているところの公園、こちらでの汚水が以前あふれたというものと今回の別でございまして。今回の雨水工事については、平成21年度から23年度にかけて河合畳屋さんの前に雨水管の工事をさせていただいたんですけども、そちらに向かって下流から雨水管を整備していく引き続きの工事ということでございまして。以上です。

○市川委員長 黒木委員。

○黒木委員 ということは、まだあの南一帯、昔のサンキューストアからあの一帯については、まだ未整備のところがあちらこちらにあるというふうな考え方でいいのかどうか、その辺につきまして御説明いただければと思ひます。

○市川委員長 下水道課長。

○野島下水道課長 お答えいたします。

旧サンキューストアより下流側につきましては整備済みでございまして。それより上流側といひますか、今回の第三雨水幹線というものであれば北側に向かって南1丁目側、第二雨水幹線というものが昔のサンキューストアの裏を東に行つて南4丁目まで今整備をしているということで、サンキューストアよりも下流ではなくて上流側に向かって整備を進めているというところでごさいます。

す。以上です。

○市川委員長 ほかにございますか。長田委員。

○長田委員 よろしく申し上げます。みどり野地区のことで、整備延長ということで工期も延長になると思いますが、周辺住民への周知や歩行者の安全対策はどのようになされているかをお願いします。

○市川委員長 下水道課長。

○野島下水道課長 お答えいたします。

工期につきましては、今回の補正で、今の予定でいきますと設計額で1億5,000万円を超えます。請負額になるので落札率によってですけれども、多分1億5,000万円は超えるだろうということで、9月の定例会に工事請負契約の締結を上程したいという形で今スケジュールを組んで積算を進めています。9月の定例会で契約を締結できたとして、3月末、今年度末まではどうしてもかかってしまうのかなという形でスケジュールとしては予定をしております。

交通安全等についてですけれども、この道路に対して2メートル掛ける2メートルという内空なので、外・外でいくと2.5メートル以上の大きな管を入れることになるので、工事中についてはどうしても通行どめをせざるを得ない。それで、一応9時から5時までの工事時間帯以外については開放します。ですから、工事中は申しわけないんですけれども、安全対策も含めて施工箇所は通行どめ、迂回をしていただくという形で考えております。以上でございます。

○市川委員長 ほかにございますか。副委員長。

○利根川副委員長 何点か確認なんですけど、さっきの質疑の中で汚水、雨水というのがよく使われていたんですけれども、どちらが正しいのか。汚水になると都市下水道になるのかなと思うんですが、その点の確認。

それと、当然流量計算をやられて工事計画もなされていると思うんですが、これにおいてどの程度解消できるのかというところを想定で構わないですか。

それと、根古屋川の出口のところ、牛久沼のところ、あそこに出っ張りがあるんですよね。それをちょっとここ少し確認はしていないんですけれども、国ないし県に何度か私らも直接、解消するように申し入れたことがあるんですが、個人の土地なのでできないという回答を今までもらっているんですが、上のほうを幾ら解消しても出口があれだけ塞がっていると、それはそれなりに難しいのではないかと思うんですが、そこら辺のところの確認をちょっとお願いしたいと思います。

○市川委員長 下水道課長。

○野島下水道課長 お答えいたします。

まず、雨水、汚水という部分でございますが、今回の整備については雨水、雨水の整備でございます。先ほど黒木委員がおっしゃられたのは汚水があふれたということでございまして、今回の整備については汚水ではなくて雨水、雨水でございます。

流量のほうなんですけれども、今現時点、今回整備しようとしているところに内径1メートルのヒューム管が入っています。こちらを今現時点の現況で計算しますと、毎秒3.416トンの

水が流れるのが現況でございます。それに対して、今回整備をする2メートル掛ける2メートルの管、こちらを入れますと7.2トン流れるということで、現在の約2.1倍の流量という形で設計をしております。

根古屋川、旧寺田屋さんのところですね。一部、何というんでしょう、出っ張っているというか、絞られているというか、そちらについては私どもも十分把握をしております、管理が県の竜ヶ崎工事事務所の河川課ということで、何度かお話しには行っているんですけども、改めてその辺についてはもう一度お話をしたいと思います。今回の雨水整備については、その手前、常磐線を渡る手前の根古屋川緑地調整池、こちらのほうで一度流量を調整してから下流側に流すということで設計をしておりますので、あの部分、出っ張っているもの自体が今回の整備に直接流量がふえて被害が出るかという部分については、ちょっとまず調整をしてから下に流すという部分で直近での影響はないというふうに考えていますけれども、先ほど言われた、その出っ張っている部分については、引き続き県にお話をしたいと思います。以上でございます。

○市川委員長 利根川副委員長。

○利根川副委員長 市長にお願いしたいんですけども、県庁に行く都合というのは結構あると思うんですけども、今言った牛久沼のこの出っ張りの部分は、私どもも竜ヶ崎の土木事務所にも言ったり、県にも直接言ったり、国土交通省にも言ったんですが、もう10年以上放置されたままなんです。上のほうを幾ら整備したとしても、どんどん流れても出口が狭まっているという状況なので、なるべく早く、県の所管は所管だけれども、聞いたところによると個人の持ち物だという話をちょっと聞いているものでね。ですから、そこら辺のところをなるべく早くやらないと、上に幾らお金をつぎ込んでやったとしても、今の流量計算は法律に沿った形だと1時間に50ミリという感じかな。今は1時間に50ミリではないですよ、ゲリラ豪雨というのは。ですから、そういったところを想定すると、やはりそれに沿った形にするにはやはりあそこの出口のところを一刻も早く広げるように、県のほうに市長からも直接お願いしてもらえればというふうに思うんですが、そこら辺のところをよろしくお願ひいたします。

○市川委員長 市長。

○根本市長 では即刻、私も今月ちょっと水戸の県庁に行く用があるので、すぐにでも盛り込んで、ちょっと時間があるものですから少し早目に出て行ってまいります。よろしくお願ひします。
（「担当課のほうからもいろんなところからも、県のほうに要求は行っているはずなんだよね。それをやらないというんだから、ぜひお願ひしたいと思います」の声あり）

○市川委員長 という長年の御要望があるということで、ぜひとも関連各種執行部の方はよろしくお願ひを申し上げます。ほかにはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○市川委員長 ないようですので、以上で議案第36号に対する質疑及び意見を終了いたします。

以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見は終わりました。

続きまして討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○市川委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました議案第36号につきまして、採決いたします。

採決は、挙手により行います。

議案第36号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○市川委員長 挙手全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

ここで執行部の方は退席されても結構です。

次に、請願第2号、牛久駅及びひたち野うしく駅前周辺における受動喫煙対策を求める決議案提出の請願を議題といたします。

この際、お諮りいたします。請願第2号については、審査の必要から紹介議員の説明を聞きたいと思えます。これに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○市川委員長 挙手全員であります。よって、紹介議員から説明を聞くことに決定いたしました。

請願第2号の審査に当たり、紹介議員より資料配付の依頼がありましたので、これを許可し、各委員に配付いたします。紹介議員であります山本議員は委員会席にお着き願います。

請願の審査に入る前に御注意を申し上げます。紹介議員の発言は請願についての説明であり、自己の意見を述べることはできませんので御注意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、請願第2号、牛久駅及びひたち野うしく駅前周辺における受動喫煙対策を求める決議案提出の請願について、紹介議員であります山本議員より御説明をお願い申し上げます。

○山本議員 山本伸子です。よろしくお願いいたします。

今回の請願は、禁煙外来で治療なさっている医師会の方、竜ヶ崎市・牛久市医師会牛久支部の方、あと牛久市の歯科医師会、それから牛久市薬剤師会の代表の方から提出された請願です。

駅の利用者から受動喫煙に対する苦情があるということ、それから現状を見ても妊婦や子供など、通行者が受動喫煙の被害に遭っていることが明らかであるので、牛久駅及びひたち野うしく駅周辺の受動喫煙をなくすための駅周辺喫煙所の受動喫煙対策をしていただきたい。そのために牛久市議会として要望を出していただきたいということで、請願が出ております。

本来なら請願者に来ていただければよいところなのですが、診察中ということでお仕事でありますので、私のほうで今お手元にお配りいたしました資料を請願者からいただいております。

まず、この英文の論文なんですけれども、これは受動喫煙についての論文でありまして、筆頭著者である大和 浩さん、この方は産業医科大学の研究所の先生でいらっしゃいます。この方が書いた論文なんです。アブストラクトのところにもあると思うんですが、神戸市の駅前での実験をした結果ということで、2枚目をめくっていただきますと、これは神戸の駅前です。灰皿がありまして、4カ所で喫煙の、たばこを吸った後の空気がどうなっているのかというのを調査しました。その結果が3枚目です。このグラフが結果になります。横軸が時間、縦軸がPM2.5の濃度ということで、風下の25メートル先でも受動喫煙が確認できたという実験結果になります。

す。

これを受けまして、もう一つのこの資料があるんですけども、これは実際に受動喫煙対策をしているものなんです。上が神戸市ですね。それで、もう一つが池袋の受動喫煙の対策をしている。これぐらいの対策をしないとなかなか受動喫煙というのは予防できないということの資料を預かっております。

それに今の牛久駅の状況の写真もいただきました。牛久駅の西口、東口、ひたち野うしく駅の西口と東口という形で、今喫煙所はこのような形になっているということになります。

ですので、受動喫煙をなくすのは喫煙所をなくすのがいいんですが、なかなかそうはいかないので、たばこを吸う人も吸わない人も気持ちよく過ごせる駅前にしたいということで請願のお願いということです。以上です。

○市川委員長 以上で山本議員による請願の説明は終わりました。

請願第2号についての御意見のある方は御発言願います。秋山委員。

○秋山委員 では、2点質問をさせていただきます。

今回、国会のほうでは受動喫煙対策を強化する健康増進法を改正するという方向でいましてけれども、現在ストップされて見送るような状況に至って、なぜこのときに牛久医師会としては出されたのかなということが1点。

それと、ここでは牛久駅及びひたち野うしく駅周辺における受動喫煙、これは駅だけではなくて、今後2019年、国体があります。牛久市としても会場になっている公共施設があります。それを考えたときには、駅だけという場所に固執しないで公共施設にもという考えを持ってもらいのではないかなと思っていますので、その2点お願いします。

○市川委員長 山本議員。

○山本議員 請願のことを確認しましたところ、署名というのは今もう出してあります。日本禁煙学会が署名を出してありますし、日本医師会と日本歯科医師会、あと日本看護協会、それから日本薬剤師会が今署名を集めて、健康増進法の改正が見送られましたけれども、署名活動は続けているということを伺っております。

公共施設というお話なんですけど、これは私の意見はここでは言えないので、今医師会の方から言われたのは、とりあえず一番人が多い、その設置者であるJTに依頼をしてもらいたいというふうに伺っておりますので、それだけです。済みません。

○市川委員長 よろしいですか。黒木委員。

○黒木委員 この受動喫煙に対しましては、ずっと前から議論されて、そしてまた喫煙による弊害というのは十分に議論されているわけですけども、やはりこの内容に関しまして、内容は本当にいいと思うんですが、この決議は医師会が決議を出すというような形でそれをJTに出すと。民間が民間に出すという決議、こういう部分は初めてなんですけど、これは事務局からのサジェスチョンというか指導があった形でこのような形式をとったのか、ちょっとその辺を伺いたと思います。

○市川委員長 山本議員。

○山本議員 私も今回請願を出すのが初めてなものですから、その民間から民間へというのも、ちょっと済みません、私は今までなかったというのは初めて聞いたんですけれども。そうですね、事務局にも一応お伺いを立てて、どういうふうにしたらいいかというのは確認いたしました。

○市川委員長 黒木委員。

○黒木委員 ということは、じゃあ事務局は自治法、行政法の中にその民衆の決議というものがこのようにできてというか、することは可能であるというふうな指導のもとにこのようなひな形ができたというふうに理解してよろしいんですね。

○市川委員長 山本議員。

○山本議員 一般市民の方からの御意見ですので、それを市のほうを通してJTにお願いしたいということで伺いましたが。

○市川委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 ちょっと私も1件確認なんですけれども、JTさんに対してこの受動喫煙対策を行うような決議を提出するというので、その受動喫煙対策というのは今いただいたこの資料、こういうものをJTに依頼するという認識でいいのかどうなのか1点確認したいと思います。以上です。

○市川委員長 山本議員。

○山本議員 そうですね。このような背の高さもあるようなものでないと受動喫煙は防げないということで依頼をしていこうということですが、どう答えていただけるかはわかりませんが。

○市川委員長 ほかにございますか。長田委員。

○長田委員 牛久市の駅にJTが灰皿を設置しているということだと思えますけれども、たばこを販売している会社はJTだけではないと思うので、それについてJTだけに要望するというのはどうお考えなのかということと、あと電子たばこが最近普及しておりますけれども、それについての記載がないので、電子たばこというんですかね、最近のあの。それについてはどのように対応されるのか、同じようになるのかどうかをお伺いいたします。

○市川委員長 山本議員。

○山本議員 あの駅前ものは、場所は牛久市の土地なんですけれども、JTに上のものをつくってもらって、それを牛久市が供用していると伺っております。ですから建物はJTですので、あの駅前の喫煙所に対しては、JTに対して受動喫煙対策を行ってもらいたいという請願になっています。

電子たばこについてですが、これも日本禁煙学会の資料で緊急提言があるんですけれども、電子たばこについてはまだ安全性が確認されていないというところでありまして、この喫煙対策の受動喫煙の中にはまだ盛り込んではいないと思っております。

○市川委員長 ほかにございますか。池辺委員。

○池辺委員 済みません。甲斐委員と同じような、ダブってしまう質問なんですけれども、JT自体は要望を上げて実際受動喫煙の対策は少なからずしているんですけれども、それについてもっと強く要望したいという形ですよね。それでこの写真や何かを添付しているという形の解釈で

よろしいんですね。JT自体は今受動喫煙の対策は少なからずしているということは認めた上で、こういった形でやってほしいという要望ですね。

○市川委員長 山本議員。

○山本議員 受動喫煙対策はJTがどれぐらいを確認しているかわかりませんが、今これを見ていただいても明らかなように囲いがあるわけではありませんし、辛うじて牛久駅の東口にはつい立てのようなものがありますが、それ以外に関しては囲いがないということで、人のなるべく少ないところに持ってきているという努力はあるのかもしれませんが、さらに受動喫煙対策を進めていただきたいということです。

○市川委員長 副委員長。

○利根川副委員長 まず資料なんですけど、この英文というのは資料にならないんですね。これはわざとあえてこういう形にしたのかどうか、ちょっとこの点を聞きます。

○市川委員長 山本議員。

○山本議員 この下に2枚ついている添付の資料がどこの出どころかというのを確認するためにつけたものです。英文でありましたので、この論文が。それだけです。（「翻訳は」の声あり）そこまでは、済みません。時間がなかったもので申しわけありません。

○市川委員長 副委員長。

○利根川副委員長 それは時間がなかったという問題じゃないですよ。これではもう全く資料にはならないですよ、これ。産業建設常任委員会はみんな英語をしゃべれると思っているんですか。ばかにしていますよ、これ。全然わからないですよ、これでは。その常任委員会に対する資料の提出自体がおかしいと思うんですが、その点は全くそういう認識はないんですか。

○市川委員長 山本議員。

○山本議員 これは請願者のほうから出された資料でありまして、そのままを私は添付してつけたという認識です。

○市川委員長 副委員長。

○利根川副委員長 ちょっとお粗末と言うしかないですね。

それと、議会が民間企業に対してこういったものを提出するということはこれまでないんですが、決議案とかいろいろな意見書だとか。そういう点についてはどうなんですか。

○市川委員長 山本議員。

○山本議員 これはあくまでも歯科医師会の方たちから駅前の喫煙対策を何とかしてもらいたいという御要望がありまして、歯科医師会の方がまず市のほうに、市長のほうにお願いをしたそうです。そのところ市長がおっしゃるには、あれはJTがつくったものだから市としては何もできないというような御発言がありましたので、それを受けて私が相談を受けました。その中で、JTが設置したものであるけれども、市として何とかできないかということで、今回市議会として決議案を出そうという形にいたしました。以上です。

○市川委員長 副委員長。

○利根川副委員長 この決議自体が、何が何だかわからないんですよ。自治法上ちょっと整って

いないよね。めちゃくちゃですよ、これね。決議をして、その決議をJTに届けるなんていうことは、通常常識で考えて自治法上できないですよ。その点はどうなんですか。

○市川委員長 山本議員。

○山本議員 済みません。そのあたりは私にはわかりませんが、請願者からこのようにしてくれというお願いがあったから、私は紹介議員となりました。

○市川委員長 副委員長。

○利根川副委員長 わからないなら、わからないなりにちゃんと初めから調べるべきでしょう。こんないい加減なやり方はないでしょう。決議案というのは、議会で決議するだけで終わりですよ。それをJTにこの決議案を出すなんていうことは、こんな話聞いたことないですよ。その点はどうなんですか。

○市川委員長 山本議員。

○山本議員 聞いたことがないと言われても、それでは初めてのことをやってはいけないのかどうか、ちょっとそこら辺、私はわからないんですけども。

○市川委員長 副委員長。

○利根川副委員長 議会のルールというものがあるんですよ。自治法なり会議規則なり、よくちゃんと読んで、それで民間企業に提出する場合はどうするのか、そういった相談も当然するべきだろうと思いますし、議会で議決した内容をJTに届けるなんていう話は、これはもう自治法上認められているものではないし、議会で議決したものは議決で終わりです。それを提出するなんていうことはあり得ないです。こういったことも知らないでこういうものを出す、それで私は受ただけだって。受けたって何したって、それが内容に沿っているかどうかというのは当然精査しなければならないし、あとは署名がついているんですが、署名をもらった人に対しても失礼ですよ、これは。こういった形では、何を求めて、どこに求めるんだか、わからないです。

それと、もう少し資料の内容からして、受動喫煙といいますけれど、ではその駅の場合は通過するだけですよ。例えば西口の場合はタクシー乗り場のところにありますけれども、何メートル云々という話がありましたけれども、そういうところを歩いているだけでどの程度の受動喫煙になるのかとか、何秒間だとか、そういった問題も当然この資料の中に書かれているのかどうかわからないんですけども。それと、東口についてはそれなりに覆いがありますよね。あれでいいのか、どうなのかというのもないですよ。

だから、受動喫煙を防止するといっても、具体的にどうするのかというのが全く見えていないという、それを後で出してくる資料で出すのが当然ではないですか。その点についてはどうでしょう。

○市川委員長 山本議員。

○山本議員 この請願はあくまでも患者さんを日々診ていらっしゃる先生、お医者様が市民の方からの苦情がたくさんあると、駅前を通るときの受動喫煙が困るので何とかしてもらいたいという患者さんの声を受けて、医師会として、それではどうしたらいいかというところで市議会のこちらのほうにお声が上がってきたものです。

それをJ Tに要望するのがおかしいというふうな理解でよろしいですか。その今利根川委員がおっしゃっているのは。

○利根川副委員長 民間企業にはできないですよ。何をやるのかわからないですよ。決議案を民間企業に出すなんていう話は聞いたことがない。

○山本議員 聞いたことがないと言われても……

○利根川副委員長 できないですよ。できません。できるというなら、その資料をちゃんと持ってきてください。

○市川委員長 山本議員。

○山本議員 受動喫煙対策は何をやるかがよくわからないと言われてきましたけれども、これのさっき資料をお渡ししたように、囲いをつくって、身長よりも十分高い壁をつくって、煙が横に、周りに流れないように対策をしてもらいたいということをおっしゃっています。

○市川委員長 多分、今副委員長が言っているのは、議会としてのルール上の、地方自治法上のルールとしていかなものかというふうな御発言だと思います。それに対して、山本議員のほうからは医師会等々の各団体から依頼をされたということで、純粹にそれを投げかけたのがどうかという話だと思います。

多分、これはルール上の問題等々とそこら辺の理解の仕方があると思いますので、このまま質問等々は平行線をたどってしまうのかと思うんですが、どうですかね。池辺委員。

○池辺委員 休憩していただいたらいいと思います。

○市川委員長 それでは、自席のまま暫時休憩といたします。

午前10時41分休憩

午前10時46分開議

○市川委員長 それでは再開いたします。

ほかに御質問等ある方。秋山委員。

○秋山委員 では、私の意見を述べさせていただきます。

私は平成28年第1回の一般質問において、がん対策の一環として、ちょうど東口がリニューアルをしている最中でしたので、そこに受動喫煙対策法である分煙対策をしてほしいと訴えさせていただきました。がんは本当に2人に1人がかかる国民病ということもありますし、牛久市としてもしっかりと対策を練っていかなくてはいけないということで述べさせていただいたところ、牛久市の働きかけもあり、J Tが今のところに分煙スペースをつくってくれました。

これは、私は一定の評価はしています。医師会から言わせると、あれは分煙でも何でもないと。それはそれぞれの立場があるから仕方のないことだと思います。でも、私はJ Tのそのやってくれたことに対しては、よかったなと思っているところです。

2020年東京オリンピック、またパラリンピックに向けて、国としても大きな課題を目の前にしていながら、今足踏み状態で、大きなハードルを何度も越えていかなくてはいけないと思いますが、これは国民として絶対やっていかなくてはならない事案であると、私も非常に強く思っ

ているところです。

ただ、この文面を見ると、JTに対して「受動喫煙対策を直ちに行うよう強く求める」、これは受動喫煙対策を全くしていないJTに対して言うのであれば、ここまで強く言う必要はあるのかなと。だけれども、コマーシャルでもやっているようにJTは対策を練っているわけです。そういう意味からすると、この決議案に関しては、ちょっと片手落ちがあるかなと。

ですので、私はこの決議案に対してはちょっと賛同ができないのかなと思いつつも、医師会のがん対策に対しても納得だなというところもあります。今そういうふうに自分自身は思っているところです。以上です。

○市川委員長 副委員長。

○利根川副委員長 私も大分前にはなりますけれども、そういった対策、例えば公共施設に煙を吸う灰皿を牛久市では設置しようとしていたんですね。特に体育館だとか、そういったところに。そのときに、私らのほうとしては、そういったものは公共施設、子供たちがいるところでたばこを吸うこと自体がよくないから全館全て禁煙にしろということで、今全館禁煙になっている。

私は受動喫煙防止について反対ということではないので、実際は屋根をつけても周りが抜けるようならば、いろいろなところから煙が出てくるわけですよ。それで果たして対策になるのかどうか。よく見るのがインターチェンジ、パーキングでやっている、完全に封鎖していますよね。そこで換気をしながらやっている。ああいう方法しかないんじゃないかなとは思いますが、やはりどういった施設にするべきかというのは、もう少し検討してやられたほうがいいのかなど。この囲っているだけではどこからか煙が出てくるだけですから、それを全く吸わないということにはならないわけで、そこら辺のところを少しもう一度検討していただければと思います。

○市川委員長 今のにありますか。

多分、対応としては今の状況では100%対応できないだろうということでの御質問だと思いますので、各委員さんの今までの質問等々、意見等を聞いておりますと、なかなか現時点ではどうなのかなと思います。また、山本議員のほうからも御指摘もございました。

それでは、一旦ルール上として、ほかに意見はございますか。ありませんか。黒木委員。

○黒木委員 だから、先ほど冒頭に申しましたように、民間の医師会が今度JTの民間に決議をしたものを届けるというか、出すというのは、そういう自治法という法律に合っていないわけですから、だからその辺をやっぱり考えないと、受動喫煙というのはずっと議論しているし、何とかせねばということなんだけれども、やはり吸う人の立場も考えながら、皆さん、先ほど山本議員も言っていたように、みんなそれぞれがそれぞれの立場を認め合いながら、いい環境の中で生活していくのがベターだろうと、まさにそのとおりのわけですよ。だから、そういうふうはこの文にはそこがある、要するに書き方があるわけですから、普通はこういうものは私も今まで見たときがないし、今利根川副委員長のほうからもいろいろ言われた、まさにそのとおりでと思いますので、あとは提案者というか紹介議員としての山本議員の考え方が結論を見出していいただければというふう考えるわけで、この産業建設常任委員会の委員の中では、私はそう考えています。

○市川委員長 山本議員。

○山本議員 それでは、ここの中の文章、今おっしゃったように民間から民間には地方自治法上できないということですので、そこのところをもう少し精査させてもらうということで、継続ということでお願いしてもよろしいでしょうか。

○市川委員長 利根川副委員長。

○利根川副委員長 説明者が継続をお願いするという、こんなおかしな話はないので、基本的にどちらにしてもこれを手直しするというからには請願書を取り下げるしかないので、ですから基本的には取り下げということでお願いしたいということです。

○市川委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○市川委員長 次に、討論がありましたら御発言をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○市川委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました請願第2号につきまして、採決をしたいと思います。

採決は、挙手により行います。

請願第2号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○市川委員長 挙手少数であります。よって、請願第2号は不採択と決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○市川委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。（「ちょっと委員長、いいですか」の声あり）利根川副委員長。

○利根川副委員長 ちょっと終了した後ですが……

○市川委員長 まだ言っていないですから大丈夫です。終了とまだ言っていないから。

○利根川副委員長 今議会で各常任委員会の中で、閉会中の事務調査の点でいろいろ問題があったと思うんですが、閉会中の事務調査というのは基本的には議案と継続審査になっているもの自体が主体であって、実際には所管事務調査という形に、もし議会で議決をして常任委員会を開くのであればそういった方向にはなると思うんですね。

今回いろいろな問題でその懸案事項があります。例えばエスカードビルの活性化の問題、そしてまた田宮西近隣公園が繰越明許で延びているという問題等いろいろあって、そういった問題についてはただの委員会での調査という形で今回はできるのではないかと思うんですけども、ぜひそういうことで、閉会中も常任委員会で、例えばエスカードの問題については撤退した後になんかどうなっているかというようなところもありますし、あとは土浦駅、つくば駅というのは、つくばはいなくなって閑散としているという問題、あとは古河だったかな小山だったかな、あっちのほ

うの問題とか、そういったことを常任委員会独自で視察に行くということはやってできないこともないこともないので、そういったことを提起したいと思います。

それで、私のほうから議運のほうに提案はします。閉会中の事務調査とあわせて所管事務の調査という項目を、これはいつの議会でもできるので9月議会でできればやっただいいかなというふうに思っています。期限を予算の前までということではできると思いますので、詳しくは議運のほうで提起をしていきたいと思しますので、できれば閉会中も常任委員会で近隣市町村の視察ができればというふうに、提案です。

○市川委員長 今、利根川副委員長より御提案がございました。各委員会の所管の件に関して、前回はそういうことがあったんですが、決をとるということではなくて、各委員会の所管事項に関する問題を、牛久市にかかわるものを委員会として各委員さんのほうが事務調査というか、そこら辺を調査して、どのような方向性というか、がいいんじゃないかというような御提案がございましたので、これは別にここで今すぐ云々ということではございませんので、議運等々に今副委員長のほうからも御提案がございましたので、皆さんがそういう形で意識を持っていただいて、どのような対応をやっていったらいいかというふうなことを、またそれぞれ各会派等々もごさいますので、持ち帰っていただいてこういう御提案があったということをお話いただければなと思っております。（「委員長」の声あり）

要りますか。黒木委員。別に言わなくてもいいような気がするんですが。

○黒木委員 いやいや、今副委員長のほうから9月議会でもいいよ的な時間のことを言っていたんだけど、今イズミヤの件ね、やっと1階は入ったけれども、2階、3階はまだああいう状態なので、早急にこの産建の一つの動きとして何とか2階、3階のほうも入ってくれるような、そういうことを議論しながら、やはりいろいろな対外的、そしてまた執行部のほうに働きかけていかなければならないというふうに考えるわけですよ。例えば今回のTAIRAYAさんが入ってくれたけれども、TAIRAYAさんがいなくなっちゃったら2回目はもう絶対的にあそこは入っていかないし、かといって牛久駅の顔、それで皆さんが議会なんかで何度もあきがあると言う、まさにそういうところなので早目にね、ただ、議会がただ単に議論だけではなくて、実行をもつての議論にさせていただければということで、これは委員長に対する要望なので今早く言わなくちゃということでは言いました。以上です。

○市川委員長 副委員長。

○利根川副委員長 常任委員会でいろいろやること自体はやはり政策提言を産業建設委員会から政策を出して執行部に要求するという方向、そうすると所管事務調査で公的な委員会を開かないと、やっぱりそこら辺のところは難しいところがあるので、何が何でも委員会をやればいいということではないので、そこら辺のところをちゃんとみんなが議会全体として閉会中の事務調査とそしてまた閉会中の所管事務調査という形の仕分けをきちんとされて、それで議会全体として動ける方向にしていったほうがいいだろうという提案です。

○市川委員長 それでは、各委員のほうから御要望もいただきましたので、その辺は重々踏まえてこれからの産業建設常任委員会に生かしていきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして閉会といたします。

お疲れさまでございました。

午後 10 時 55 分閉会